

第 546 回霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会 議事録

日 時	令和 4 年 7 月 13 日 (水) 午前 9 時 56 分	
場 所	土浦市真鍋 5-17-26 土浦合同庁舎 本庁舎 第 1 会議室	
議 題	<p>議題等</p> <p>(1) 知事許可漁業における有効期間中の新たな許可の取扱いについて【協議】</p> <p>(2) 全漁調連東日本ブロック会議に係る令和 5 年度総会に向けた要望事項について【協議】</p> <p>(3) 令和 4 年度ワカサギ漁期前調査の結果について【報告】</p> <p>(4) その他</p>	
出席委員	<p>1 番 鈴 木 幸 雄</p> <p>3 番 大 崎 匠</p> <p>6 番 薄 井 征 記</p> <p>10 番 太 田 牧 人</p> <p>13 番 小 原 一 八</p>	<p>2 番 海 老 澤 武 美</p> <p>5 番 相 崎 守 弘</p> <p>8 番 理 崎 茂 男</p> <p>12 番 中 泉 義 美</p>
欠席委員	<p>7 番 鈴 木 友 子</p> <p>14 番 加 納 光 樹</p>	<p>11 番 越 川 留 吉</p>
県側出席者	<p>霞ヶ浦北浦水産事務所所長</p> <p>〃 漁業調整課技師</p> <p>〃 漁業調整課技師</p> <p>〃 振興課長</p> <p>〃 指導課長</p> <p>水産試験場内水面支場長</p> <p>〃 内水面資源部長</p> <p>〃 内水面資源部首席研究員</p>	<p>小曾戸 誠</p> <p>飯田 隼人</p> <p>鈴木 美奈</p> <p>半澤 浩美</p> <p>星野 尚重</p> <p>海老沢 良忠</p> <p>根本 隆夫</p> <p>山崎 幸夫</p>
事務局	<p>事務局長</p> <p>係長</p>	<p>岡部 勤</p> <p>中山 敦司</p>

傍聴人	なし
議事録署名人	12番 中 泉 義 美 13番 小 原 一 八
議長	1 番 鈴 木 幸 雄
会議内容	開会 午前9時56分
岡部事務局長	〔開会宣言〕 〔資料確認後、鈴木会長に挨拶を依頼〕
鈴木幸雄会長	<p>おはようございます。</p> <p>皆様にはお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>今日の議題は、「知事許可漁業における有効期間中の新たな許可の取扱いについて」ほかとなっております。</p> <p>解禁まであと1週間余りとなり、委員の皆様も漁模様が気になっている方も多いかと思えます。本日の議題の中でも、ワカサギ漁期前調査の報告もあり、豊かな漁業の実現に委員会としても取り組んでまいりたいと思っております。</p> <p>ただ、挨拶のたび何度も繰り返し触れることになってしまっていますが、新型コロナウイルスも増加傾向にあり、物価の高騰も依然としてやまず、漁業を取り巻く状況について、引き続き厳しさを感じているところです。</p> <p>このような状況の中で、関係者の皆様におかれましては、御苦勞、御心配の多いことと存じますが、今回も活発な御討議をお願い申し上げて挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日はよろしく申し上げます。</p>
岡部事務局長	〔県に挨拶を依頼〕
小曾戸所長	<p>水産事務所長の小曾戸でございます。</p> <p>本日少し暑さの方も和らいでおりますが、今年は6月のうちから早くも35度以上の猛暑日が続くなど、非常に暑さ厳しい中で、まだまだこの</p>

後も暑さのピークが来るという予報もありますので、ぜひ皆様には体調の方、気をつけていただければと思います。

そういった暑さの中で、暑さに弱いワカサギ資源の影響が心配されますが、先週漁期前調査が霞ヶ浦北浦で行われまして、私も乗船させていただきましたが、その結果、詳しくは後ほど議題の中で報告がありますが、霞ヶ浦はサイズはちょっと小さく、全体的に採捕量は比較的多い結果になり、資源回復の兆しになればと期待しているところでございます。

一方で北浦については、不漁が続いていた昨年よりも、さらに採捕量が少なく、非常に厳しい結果となっております。

ただ、漁期前調査を実施した時の条件等によっても捕れ方が変わるということもありますので、解禁日までに何とかいい方に上振れしてくれることを願うばかりです。

いずれにせよワカサギ資源の回復は一朝一夕にはいきませんので、解禁後のCPU Eの状況なども見ながら、例えば資源管理はどういったことをやれば効果的なのかといったことも皆さんの御意見をいただきながら検討していければと考えております。

また県では、並行しまして、今ある資源を有効に活用していくということで、例えば今、行方市と連携して進めていますシラウオのブランド化や、アメリカナマズ、ハクレンなど未利用魚の有効活用ということで付加価値をつけて収益の向上につなげていくといったことも推進していきたいと考えております。

特に資源状態が厳しい北浦では、昨年に引き続きまして国の交付金を活用して、漁業者の皆さんによる漁場環境調査事業を実施しまして、少しでも経営の下支えになればと考えているところでございます。

本日、知事許可漁業を追加で公募する際の取扱方針について、議題を用意しております。漁業制度が漁業法改正で大きく変わっている中で、霞ヶ浦北浦の漁業を取り巻く状況というものも非常に大きく変化しておりますので、こういった許可制度などについても、より柔軟に対応していく必要があると考えております。

皆様からも活発な御意見をいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

岡部事務局長

ありがとうございました。

続きまして次第3、議長の選出ですが、当委員会の会議規程第2条第2

項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、鈴木会長に議長をお願いいたします。

議長（鈴木幸雄会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。
次第4の出席委員数の報告を事務局からお願いします。

岡部事務局長

出席委員数を報告させていただきます。
本委員会の委員定数は12名でございますが、本日出席している委員は9名で、過半数を超えておりますので、漁業法第145条の規定により本日の委員会が成立していることを御報告いたします。

鈴木幸雄議長

ただ今の報告のとおり、本日の委員会は成立しております。
続きまして、次第5の議事録署名人ですが、私から指名いたします。
12番中泉委員と13番小原委員をお願いします。

鈴木幸雄議長

それでは、次第6の議題に入ります。
まず、議案(1)の「知事許可漁業における有効期間中の新たな許可の取扱いについて」です。これは協議事項となります。県からの説明をよろしくをお願いします。

鈴木技師

(資料1-1、資料1-2(プロジェクター)により説明)

鈴木幸雄議長

ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願いします。

10番太田牧人

はい。(挙手)

鈴木幸雄議長

はい、どうぞ。

10番太田牧人

太田です。ちょっと御質問させていただきます。
質問なんですが、今回、許可の途中、許可期間の5年間の途中の許可申請のことなんですが、途中、内容的にはね確かに、5年に一遍しか申請できないというのはおかしなことで、途中でやってあげるとするのは非常にいいことだと思うのですが。

ちょっと質問なんですが、制限措置とか、申請期間とか、有効期間の短縮という漁業調整規則で定められた手続きがあるんですが、これらにつ

いても、諮問、公示は、1年に1回ずつやるんですか。それとも、それも省略するんですか。どちらですか。

鈴木技師

お答えします。

こちらにお示ししました制限措置や申請すべき期間につきましても、調査を行い、年に1回程度、諮問、公示をする予定です。

10番太田牧人

わかりました。

今回、この場で協議してね、調整委員会の了解を得ても、形式的にしろ、1年に一遍はちゃんと、許可申請するときは、制限措置と申請期間と、有効期間短縮の諮問、公示をするということによろしいですか。

鈴木技師

はい。

ただし、原則として年に1回程度、希望調査を行った上での話でして、希望者数等の状況によりましては、年に2回、諮問、公示を行うことも考えられます。

ただ、調査の結果、希望者が0人となった場合は、諮問、公示を年0回とすることも考えられます。

10番太田牧人

わかりました。

調整規則に定められた手続きは、ちゃんと手続きするということですね。内容的に事前協議したいということで今回諮ったと。取扱方針の改正というかたちでね。

わかりました。ありがとうございました。

鈴木幸雄議長

はい、それではほかに御意見、御質問ございませんか。

小曾戸所長

ちょっと今の件で補足よろしいですか。

鈴木幸雄議長

はい。はい、どうぞ。

小曾戸所長

今、太田委員から質問があった件で補足の説明になりますが、今回、漁業法が改正されて、新たな許可を出すときには必ず公示をなさうということが、基本的に決められています。

一番の違いは、改正前は定数漁業という考え方で、例えば一斉更新の時

に 300 の許可を出せば、そのあと許可期間内の 3 年間は、その 300 を超えなければ、一隻減ったので新しい方が申請したいということになれば、それは漁協から申請があれば、県は、随時、許可の発給ができたのですが、新しい法の下では、例えば、廃業見合いで一隻、新たな許可を出す場合でも公示が必要という手続きになっております。

ただ、それは逆に言うと、以前は許可期間が終わるまでは、最初に決めた 300 という定数を超えて許可が発給できなかったのですが、今後は県が公示すれば、いつでも許可を出すことができるということになりますので、資源の状態などを見ながら、その都度何隻許可を出すのが適当か、調整委員会に諮って許可を出していくというかたちになります。

ただし、いつでも追加できると言っても、あまり五月雨に毎月のように申請があっても、とても対応ができないので、やはり年に 1 回程度、新たな許可の希望があるかを聞きながら、対応していきたいと考えており、その方向性を今回、皆さんに御協議いただいているということです。

鈴木幸雄議長

ただ今の説明だとしますと、今、許可枠を設けてそれに、そういう枠の中での範囲の許可っていうかたちをとってますよね。それで、辞める方もしいなかった場合は、新しく申請した場合はその許可を超えてしまうと、それに関しては別に問題ではないということですか。

小曾戸所長

今まではそれができませんでしたが、今後は、例えば資源とか漁業調整上の問題がなければ、さらに追加で許可を出すことができます。

鈴木幸雄議長

わかりました。
ほかにございますか。

(委員)

(特になし)

鈴木幸雄議長

それでは、特にないようですので、この内容で進めるということで、手続きの方よろしく申し上げます。

鈴木幸雄議長

続きまして、議題(2)の「全漁調連東日本ブロック会議に係る令和5年度総会に向けた要望事項について」説明をお願いします。

中山係長

(資料2-1、資料2-2(プロジェクター)により説明)

鈴木幸雄議長 　ただ今の説明に対して御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

(委員) 　　　　　(特になし)

鈴木幸雄議長 　それではないようですので、今日のところは「要望事項はなし」ということにしたいと思いますが、ただ今、説明ありましたように、まだ期間がありますので、その間に何か要望したいということがあれば、次の委員会等を出していただければと思いますので、よろしくお願いします。

鈴木幸雄議長 　続いて、議題(3)の「令和4年度ワカサギ漁期前調査の結果について」の報告をお願いします。

山崎首席研究員 　　　　　(資料3(プロジェクター)により説明)

鈴木幸雄議長 　ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願いします。意見等ありませんか。

(委員) 　　　　　(特になし)

鈴木幸雄議長 　ありませんか。
それではないようですので、次に、議題(4)の「その他」ですが、まず、県の方からございましたらばお願いいたします。

星野課長 　　　　　はい。(挙手)

鈴木幸雄議長 　　　はい。

星野課長 　　　　　(資料4により霞ヶ浦北浦産シラウオの横川吸虫検査結果について説明。)

鈴木幸雄議長 　はい、ただ今の説明に御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

(委員)

(特になし)

鈴木幸雄議長

ありませんか。

それではないようですので、その他委員の皆様から何かありましたら
お願いいたします。

(委員)

(特になし)

鈴木幸雄議長

それでは、委員の皆様からの御意見も特にないようですので、本日の
委員会を終了いたします。

皆様の御協力により、円滑に議事進行できました。御協力ありがとう
ございました。

岡部事務局長

長時間にわたりまして、御審議いただきありがとうございました。

次回開催はお手元の御案内のとおり、9月22日を予定しております。
正式に決定いたしましたら改めて御案内申し上げますので、よろしくお
願いいたします。

それでは、これもちまして委員会を閉会といたします。

閉会 午前10時40分

上記の記録の正確なことを認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名人
